

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
 各道府県警察本部長 殿
 各方面本部長
 (参考送付先)
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第296号
 平成29年5月26日
 警察庁生活安全局生活安全企画課長

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応上の留意事項について(通達)見出しの件については、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応上の留意事項について(通達)」(平成25年12月6日付け警察庁丁生企発第620号)により実施してきたところであるが、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)が、平成29年6月14日(一部の規定については同年1月3日)から施行されることに伴い、同年6月14日以降、下記により実施することとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、上記通達のほか、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案連絡票の見直しについて(通達)」(平成27年3月5日警察庁丁生企発第117号)及び「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応上の留意事項について(通達)」の一部改正について(通達)」(平成28年12月20日警察庁丁生企発第834号)は廃止する。

記

1 意思決定支援手続の実施

局長通達2(1)ア(イ)において別に定めることとされた意思決定支援手続については、次のとおりとする。

(1) 趣旨

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案では、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害届の提出等をためらうことも見受けられることから、事案の特徴、警察として執り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明し、理解を求めた上で、被害者の意思決定を支援することが必要である。

(2) 実施方法

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案について警察署等において相談がされた際に、ア～ウ(別添1)について説明及び記入を実施する。

その際、被害者等が事案の危険性・切迫性を正しく認識しているとは限らないため、この種の事案の危険性等を十分に説明し、刑事手続を執ることを強く促すこと。

なお、こうした説明にもかかわらず、記入について協力が得られなかった場合は、その経緯について相談受理票等に記録化すること。

ア 「警察に來られたあなたへ」

被害者等に対して、この種事案の特徴、被害者自身の選択・決断、協力の必要性等を説明する際に活用するもの。

イ 「ストーカー対策の流れ・DV（配偶者からの暴力等）対策の流れ」

被害者等に対して、警察の執り得る措置等を説明する際に活用するもの。

ウ 「ストーカー・DV等への対応について」

「ストーカー・DV等への対応について」は、ア、イによる説明後、被害者に自書での記入を求めるもの（押印・指印を求めることは必要ない。）。保存に当たっては、既存の相談受理票等に添付して保存すること。電子保存する場合は、自書での記入の意義を踏まえ、キーボード入力での相談受理票とは別に、スキャナーで読み込んで保存すること。保存期限については、各都道府県警察の判断によるものとするが、少なくとも1年以上とすること。

(3) 留意事項

各都道府県警察で独自に作成されている説明用リーフレットを活用して説明することを妨げるものではないが、ア及びイの書面は必ず交付すること。

ウの書面に代えて都道府県警察で独自の記入用の様式を用いることを妨げるものではないが、その際は、自由記載欄を含むウの書面の全ての項目及び選択肢を含むものとし、また、刑事手続を執ることについての意思決定支援を確実に行うことができるものとする。

なお、被害者がNPO等の紹介を希望した場合は、直接ではなく、都道府県や市町村の配偶者暴力相談支援センターに間接的に依頼することとしても差し支えない。

(4) その他教示すべき事項

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に係る教示を行う場合には、親族等の密接関係者に対するつきまとい等に対して当該密接関係者による警告又は禁止命令等の申出が可能である旨を助言すること。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に係る教示を行う場合には、裁判所に対して保護命令の申立てをする際に、同法第10条第4項の親族等を可能な限り広範囲とすることが安全確保につながる旨を助言すること。

さらに、相談のために初めて来署した被害者について、被害者の親族等の協力を得る必要があるものの、親族等の来署が後日になるような場合には、親族等の来署を待つことなく、相談当日に被害者に対し届出を促すとともに、警察の執り得る措置等の教示を行うようにすること。

2 警察署における対応上の留意事項

(1) 相談等対応時の留意事項

被害者等が相談に訪れた際、加害者との関係や被害の状況、受けた被害に対する感情等について、被害者等が客観的かつ十分な説明をすることは必ずしも期待できないことを念頭に置いた上で、事実関係の詳細かつ正確な把握に努めること。そのために

は、「どんな被害を受けたのか」などと漠然と問いかけるのみならず、例えば、「「殺す」と言われたことがあるか」、「1時間に1回は連絡するよう強要されていないか」など被害の具体例を示して確認するなどの工夫をすること。

(2) 警察署長及び警察本部への幅広い報告

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案には、ストーカー事案や配偶者からの暴力等事案であると直ちに認定できるものだけではなく、被害者及びその親族等に危害が及ぶおそれがあると認められるトラブルや事件も広く含まれ得ることに十分留意し、警察署長及び本部対処体制への報告は幅広い行うこと。

また、事案処理や継続的な対応の過程において、被害者やその親族、加害者等の動向に変化があった場合には、直ちに警察署長及び本部対処体制に報告すること。

(3) 犯罪捜査と並行した行政措置等の検討

事案対応に際し、加害者に対する犯罪捜査に着手した場合であっても、並行して、ストーカー規制法に基づく警告を実施し、又は禁止命令等を発出することのほか、被害者が配偶者暴力防止法に基づく裁判所に対する保護命令の申立てを行うなどが可能であることに十分留意し、被害者等の安全確保のために執り得る法令上の措置の幅広い検討に努めること。

(4) 情勢変化への的確な対応に関する留意事項

ストーカー規制法を適用して事件を立件する際、急を要する場合には、犯罪事実について「合理的な疑いを超えた証明」までは得られなくとも強制捜査の要件を満たした段階で早期に被疑者の逮捕等を行うよう下命するなど、被害者やその親族等の生命及び身体を保護するために警察署長の権限をいかに行使してその職責を全うするかという観点を最優先し、積極的かつ迅速な事件化を念頭に置いた指揮をすること。

3 関係する警察本部間の情報共有

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の関係場所が複数都道府県にわたる場合の情報共有に当たっては、別添2の様式を用いて行うとともに、以後、事案の処理方針に影響を及ぼし得る情報を他の警察本部に対して連絡し、又は連絡を受理した場合には、その経過も別添2に記録すること。

4 行方不明者発見活動に関する対応

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「行方不明者発見活動規則」という。）第26条の取扱いに際し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力等事案の被害者（以下単に「被害者」という。）に係る行方不明者発見活動については、次の点に留意すること。

(1) 被害者から警察本部長等による援助の申出がなされた後、被害者に係る行方不明者届が提出された場合

ア 援助を実施する際の留意事項

ストーカー規制法第8条及び配偶者暴力防止法第8条の2に基づき、ストーカー事案の行為者及び配偶者からの暴力等事案の加害者（以下単に「加害者」という。）

に住所等を知られることがないようにするための措置を求める被害者に対して援助を実施する警察本部長等は、当該被害者の生命及び身体の安全を確認している場合、当該援助の申出をした者は行方不明者発見活動規則における行方不明者に該当しないため行方不明者届が受理されないことなどを、被害者に対し説明すること。

イ 関係警察署長への通知

行方不明者発見活動規則第6条第1項において、原則として行方不明者届は行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長が受理することとされていることから、援助を実施した警察本部長等は、被害者の住所又は居所を管轄する警察署長に対し、被害者に係るストーカー規制法及び配偶者暴力防止法に基づく援助を実施している旨を通知すること。

ウ 加害者が被害者に係る行方不明者届をしようとした場合への対応

警察においてその生命及び身体の安全を確認している被害者について、加害者が当該被害者を追跡する手段として行方不明者届をしようとした場合、警察署長は、加害者に対し、当該被害者は行方不明者発見活動規則における行方不明者に該当しないことから行方不明者届を受理することはできない旨を説明し、以後、加害者からの当該被害者に係る行方不明者届を受理しないこと。

(2) 被害者に係る行方不明者届を加害者から受理後、ストーカー事案及び配偶者からの暴力等事案であることが判明した場合

警察により被害者の生命及び身体の安全の確認がなされる前に、加害者から被害者に係る行方不明者届がなされていた場合には、被害者から被害状況等を聴取、記録化した上で、警察本部長等による援助を実施するなど必要な措置を講ずること。

被害者である行方不明者を発見した場所を管轄する警察署長は、行方不明者発見票を作成するとともに、当該行方不明者に係る行方不明者届を受理した警察署長（行方不明者発見活動規則第9条第1項により引継ぎがあった場合にあっては、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。）に対し、当該行方不明者がストーカー事案等の被害者であることが判明したこと、警察本部長等による援助を実施したことなどを通知すること。

上記通知を受けた受理署長は、行方不明者発見活動規則第26条第2項に基づき、被害者である当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人である加害者に対して、同条第1項に規定する発見等の通知をしないこと。

なお、これらの取扱いについて届出人である加害者から説明を求められた場合には、行方不明者発見活動規則に基づく措置であることを説明するなどの措置を講ずること。

(3) 留意事項

ア 被害者の生命及び身体の安全が警察において確認できない場合の対応

警察署長は、行方不明となった状況等から判断して被害者の生命及び身体の安全が確認できない場合には、当該被害者の生命及び身体の安全の確認に努めること。

イ 被害者が同居する子等に係る行方不明者届がなされた場合への対応

加害者が被害者の追跡のため、被害者と同居している子等に係る行方不明者届をし、

当該届が受理されていることが判明した場合も、(2)と同様の対応を行うこと。

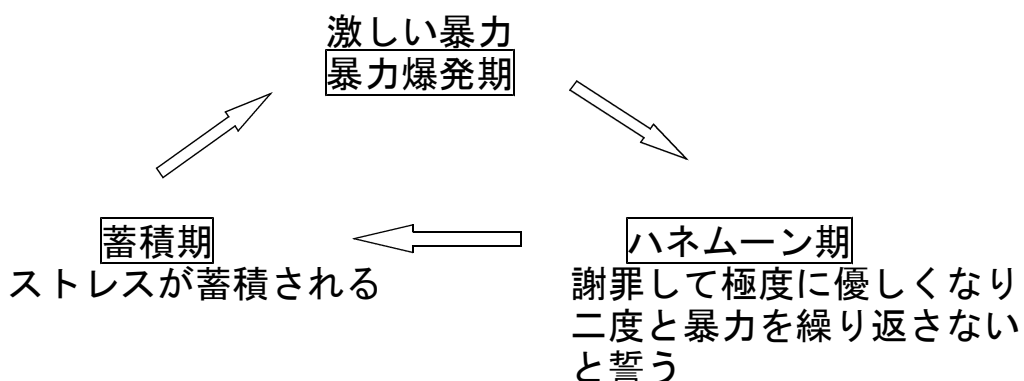
ウ 被害者に係る情報の保護

行方不明者発見活動にかかわらず、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、加害者の元から避難している被害者の居所等が加害者に知れてしまうなどといったことのないよう被害者等に係る情報の保護に十分配慮すること。

☆ 警察に来られたあなたへ

1 知っていただきたいこと

- あなた自身や子供、親族、同僚等に対する殺人、傷害等重大事案へ発展するおそれがあること
- いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれないこと
→ また暴力が再開される可能性は充分あります。



- まだ相手に情が残っている・・・外ではまじめな人なのに・・・自分さえ我慢すれば・・・等と考えていませんか？
→ あなた自身やあなたの子供、親族、同僚等の生命や身体を守ることを第一に考える必要があります。

2 あなた自身の決意と協力が必要です。

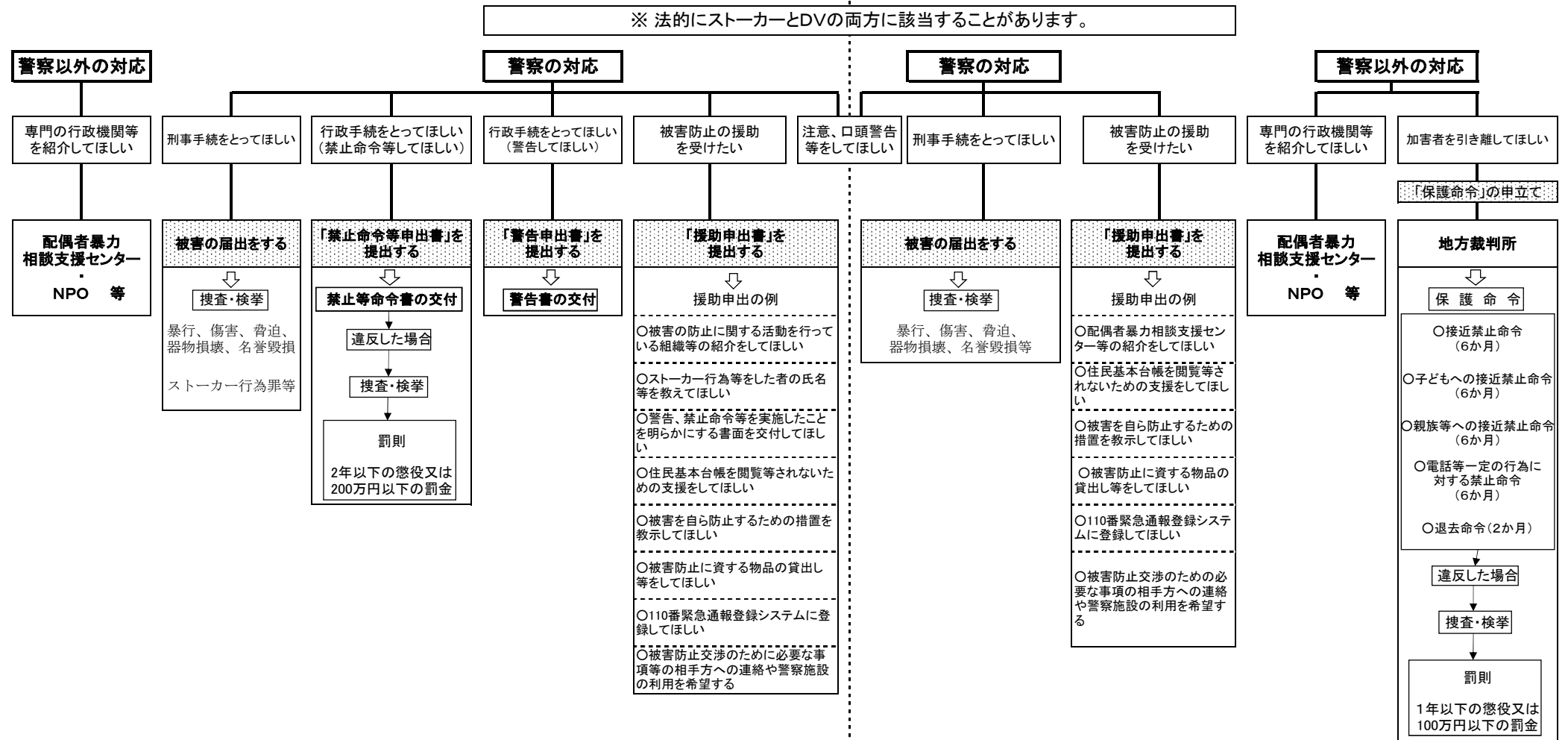
- ☆ 被害届・告訴（刑事手続）
- ☆ ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の申出（警察）
- ☆ DV（配偶者暴力）防止法に基づく保護命令の申立て（裁判所）
- ▲ 警察官による注意、口頭警告等（※）
- ▲ 様子を見る（静観）（※）
（※）警察からのアドバイス
 - ・ 親族等に相談 ～あなたの生命、身体を本当に大切にしてくれる人に相談を
 - ・ 専門の弁護士、行政書士に相談 ～ 証拠収集・保管等に関する相談を
 - ・ 相手方の知らない場所への転居や一時避難は、被害を防止する上で有効です。

3 「ストーカー・DV等への対応について」に記入してください。

「ストーカー・DV等への対応について」に記入をお願いします。

ストーカー対策の流れ

DV(配偶者からの暴力等)対策の流れ



ストーカー・DV等への対応について

年 月 日 署名

警察から連絡する際の電話番号

1 警察にとってもらいたい対応等

(該当する項目に○を付け、その理由を書いてください。)

ア 刑事手続をとってほしい

※ 通常の手続は、被害の届出や証拠収集(被害者供述、自宅等での物証の収集等)に御協力いただきます。(なお、被害届等がなくても、110番通報等により臨場した警察官が、相手方を現行犯逮捕等することがあります。)

イ 行政手続(ストーカー規制法に基づく文書警告)をとってほしい

ウ 行政手続(ストーカー規制法に基づく禁止命令等)をとってほしい

エ 注意、口頭警告等してもらいたい

オ 現時点では、決心できない。_____ (週・月)後を目処に確認してほしい

カ その他 ()

理由:

2 親族、弁護士(会)、配偶者暴力相談支援センター、NPO等への相談

(該当する項目に○を付けてください)

ア 既に相談した

イ 具体的な相談予定あり

ウ 「援助申出書」記載のとおり (本日、警察に紹介された窓口等に相談予定)

エ 具体的な相談予定なし・未定

3 転居・避難の有無

(該当する項目に○を付けてください。)

ア 転居する

イ 一時避難する

ウ 避難しない

[避難しない理由:]

4 自由記載 (この件についての考え方や今後のことで書きたいことがあれば自由に書いてください。せまくて書ききれないときは、裏面に続きを書いてください。)

(注) 担当職員は、2ア又はイに該当する場合の相談先、3ア又はイに該当する場合の転居・避難先等について聴取したときは、別途、相談記録簿等に記録すること。

※ この書面は、法令に基づく場合(配偶者暴力防止法第14条第2項)等のほか、第三者に提供することはありません。

